

第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、前期計画を踏襲し、次のとおりとします。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち

結婚し家庭を築くことや子どもを生み育てることは、個人の自由な選択に委ねられることからであり、また、子育ての第一義的な責任はその父母保護者にあることは言うまでもありません。しかし、子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、子どもたちが共にいきいきと健やかに育ちあい、主体的に考え、行動する「生きる力」をもつことは、親や保護者だけでなくすべての市民の願いであるといえます。

そのため、本市の家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長していけるまちづくりを実現するために、基本理念を掲げ、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために、家庭のみならず社会全体での取り組みを進めます。

2 計画の基本目標

基本目標1 地域における子育て支援の推進

少子化や核家族化の進展、隣近所など地域とのかかわりが希薄化するなかで、子育て家庭が孤立し、悩みや不安を抱える保護者が増大しています。また、妊娠・出産後も働き続けたい女性が増加し、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスが求められています。

そのため、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、妊娠から子育てまでの一貫した相談や情報提供の充実、子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスの充実、地域における子育て支援ネットワークの充実をめざし推進していきます。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中、働き方の選択肢が十分に整っていないことや、家庭や地域、職場などあらゆる場面で男女が平等に活躍できる社会となっていないことなどから、男性は仕事優先となりがちで、女性は子育ての負担が重くなり、仕事と子育ての二者択一を迫られるという状況にあります。

男女がともに仕事と子育てを両立できる社会づくりを進めるため、すべての企業の制度や環境の充実と、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて積極的に働きかけるとともに、地域住民への意識の啓発など社会全体が仕事と生活に関する理解を深められるよう努めます。

基本目標3 母親や乳幼児などの健康確保と増進

安全な妊娠・出産のための母親の健康確保や、初めて出産を迎える母親の不安の解消が求められています。また、日常的・突発的な子どもの病気やケガは、子育てにおいて大きな不安となっており、子どもの事故や病気などの正しい知識の啓発や予防に関する取り組みを行うとともに、小児救急医療体制の整備といった一貫した体制が求められています。

子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、将来、生活習慣病になることがないように、幼少期からの食生活や生活習慣、思春期における飲酒や喫煙、性感染症、薬物などに関する正しい知識の普及・啓発を行います。

さらに、必要なときに適切な医療が受けられるよう、医療体制の整備に努めます。

基本目標4 子どもにやさしい環境整備の充実

地域の中で、子どもが安心して、のびのび遊べるとともに、ゆとりを持って子どもを産み育てることができる環境が求められています。

子どもをはじめ、地域のすべての人が安全に、かつ安心して外出し様々な活動に参加できるよう、道路交通環境の安全の確保やバリアフリー化などを推進します。また、住み慣れた地域において交通事故や犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関や団体と連携した取り組みに努めます。

基本目標5 教育環境の整備と健全育成の充実

核家族化や少子化、地域社会とのつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会状況が変化してきたことにより、子ども同士の交流や多くの人とのふれあい、様々な体験の機会が減少してきました。

子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなど、「生きる力」の基本的な資質や能力を育成するために、しつけなどの家庭における教育力の向上、様々な体験の機会を提供する地域活動への支援等、社会全体で子どもを育む教育施策を充実していきます。

基本目標6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く状況をみると、虐待・いじめ・犯罪など子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。特に虐待の急増は社会問題となっており、虐待の予防・早期発見・早期対応が必要とされています。

すべての子どもの人権や生命を守るため、虐待の予防・早期発見・早期対応のための取り組みを充実させるとともに、ひとり親家庭や発達への支援が必要な子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭への支援を充実していきます。

3 計画の体系

基本理念や基本目標を達成するために、計画の体系に沿って施策の方向を推進します。

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向 |
|------------------------|------------------------|--|
| 次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち | 1 地域における子育て支援の推進 | (1) 育児相談、情報提供体制の充実 (2) 多様な子育て支援の充実 (3) 多様な保育サービスの充実 (4) 子育て支援ネットワークの推進 |
| | 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 | (1) 就労環境の整備 (2) 男女共同参画の推進 |
| | 3 母親や乳幼児などの健康確保と増進 | (1) 母子保健対策の充実 (2) 思春期保健対策の整備 (3) 小児医療の整備 |
| | 4 子どもにやさしい環境整備の充実 | (1) 生活環境の整備 (2) 子どもの安全・安心体制の整備 |
| | 5 教育環境の整備と健全育成の充実 | (1) 次代の親の育成 (2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実 (3) 幼児教育の充実 (4) 健全育成の充実 (5) 家庭や地域の教育力の向上 (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| | 6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実 | (1) 児童虐待防止対策の整備 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障がいのある子どもへの支援の充実 |